県労連情報

発行 2016年 1月12日

長野県労働組合連合会（県労連）

長野市高田276-8県労連会館　TEL026-223-1683　Fax026-227-1783
メール krn@mx2.avis.ne.jp　http://kenrouren.assrv.com/

2016年春闘スタート

いよいよ、2016年春闘がスタートしました。１月７日、長野駅前で春闘共闘が新春宣伝行動を行いました。戦争法をなんとしても廃止に！、地域経済活性化のためにも月額２万円以上の賃上げを！誰でも時給１５０円以上の賃上げを勝ち取り、人間らしい生活を保障しようと細尾議長が訴えました。医労連、国公共闘、長野労連からも春闘への決意が語られました。

小雨が降る中、ちらしの受け取りはよくありませんでしたが、２０人で元気に行いました。

松本地区労連も松本駅前で実施、14名で330枚のちらしとホカロンを配布しました。飯伊地区労連では３人で市内３箇所宣伝し、春闘をたたかおうと呼びかけました。

諏訪労連は、８人と例年以上の参加で200枚配布（下諏訪駅前）、佐久地区労連は５日に佐久平駅前で17人、400枚をいっきに配布しました。

県労連新春旗開きをホテル信濃路で開催しました。この日は、朝から新春宣伝行動、昼は幹事会と忙しい一日でしたが、来賓合わせて50人が参加。ほぼ全員が2016年の決意を語り、戦争法は必ず廃止にしようと決意を固めました。

下諏訪町元職員の分限免職取り消し

県町村公平委員会が裁決書

諏訪郡下諏訪町の元町職員男性(37)が2カ月の無断欠勤を理由に解雇に当たる分限免職とされ、処分の取り消しを求めた審査請求で、県町村公平委員会は5日までに、処分を取り消す裁決書を男性と町に送った。医師の診断書から欠勤理由が心因性であることは明らかと指摘、「無断欠勤と評価することはできない」と結論づけた。

裁決書などによると、男性は同僚に怒鳴られたことなどが要因でアトピー性皮膚炎を発症。14年2月から90日間の療養休暇を取り、5月上旬から6月末までは有給休暇を取得した。6月末に精神科で「心身症の疑いで現時点では就労困難」などと診断され、休職を申し出た。町はこれを認めず、有給休暇後を無断欠勤と判断。同9月1日付で分限免職とした。

町側は、処分は勤務態度なども含む総合判断と主張したが、公平委は「職員としての資質を問われるような内容ではない」と指摘。療養中にバドミントンをした行為は「医師の勧めで気分転換のためにしたもので、町が勤務可能と判断したことは不当」とした。その上で町に「医師に症状を確認したり、治療を促したりするなどの対応が求められた」と指摘している。

男性側の蒲生路子弁護士は「処分後性が早くたい」。

下諏訪町の自治労連組合員の分限免職取消

長野県自治労連が声明をだしました。

平成27年12月25日に開催された長野県町村公平委員会において、「処分者下諏訪町長が行った不服申立人に対する分限免職処分を取り消す。」と裁決されました。

この裁決に従い早急にＡさんを職場復帰させる協議を行うことを町に対し要請します。

早期に、職場復帰に向けた協議と、本件を契機に、職場のハラスメントやいじめの根絶に向けて、しっかり対策を講じるよう町に要請していくことになります。

長野県労連 第35回評議委員会

1月16日（土）10時～14時半頃　高校会館

佐久地区労連の旗開き

各組織で旗開きが開催されています。

8日は佐久地区労連、11日はJMIU長野地本、13日は飯伊地区労連、15日は国公共闘、16日は長野労連です。

是非、様子など報告下さい